

## 発議案第4号

### 高齢運転者の交通事故防止対策の推進を求める意見書（案）

高齢運転者による、ブレーキとアクセルの踏み間違い等による「操作不適」が原因と考えられる重大事故が全国各地で相次いで発生しており、その発生防止のための取組みが大きな課題となっている。

本県では、全国に先駆け、平成28年に衝突被害軽減ブレーキ等が装備された先進安全自動車の普及促進を図るための補助制度を創設しているが、高齢運転者に対する各種対策をより一層推進するため、交通事故を回避または被害が軽減できる後付けの安全運転支援装置の普及・促進など、実効性ある安全対策が求められる。

また、平成29年3月に施行された改正道路交通法により、75歳以上の運転者に対する認知症対策が強化されたことに伴い、自主的に運転免許証を返納する方が増加している一方で、公共交通機関が乏しい地域では、買い物や通院など日常生活において車を運転せざるを得ない方が多いことから、自家用車に代わる高齢者の移動手段を確保するため、タクシーの相乗り導入や自家用有償旅客運送の実施の円滑化など公共交通機関の利用促進の取組みを着実に進めることなどを積極的に推進していく必要がある。

よって、国におかれては、地方自治体や民間事業者とも連携して、高齢運転者の安全運転支援と地域における移動手段の確保を図るため、下記の措置を講じるよう強く求める。

#### 記

- 1 ペダル踏み間違い時加速抑制装置などの後付け安全運転支援装置の普及・促進につながる施策を推進すること。
- 2 「安全運転サポート車」限定免許の導入といった高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の更なる見直しを検討すること。
- 3 高齢者が自動車の運転に頼らなくても安心して日常生活を送ることができるよう、公共交通や社会体制の整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年10月10日

香 川 県 議 会